

奈良県における市町村合併の組合せに関する基本的な考え方(案)

(1) 市町村の自主性・主体性を尊重

旧法下での合併に向けての取り組みや地理的条件等を踏まえた上で、各市町村の自主性・主体性が十分発揮出来るように考慮していく。

(2) 基本的には、県下すべての市町村を検討の対象

県内すべての市町村において、市町村合併について真剣に議論がなされるべきであり、原則、次の(1)～(3)を考慮しつつ、すべての市町村を検討の対象としていく。

- (1) 生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図ることが望ましい市町村
- (2) 更に充実した行政権能等を有する中核市、特例市等を目指す市町村
- (3) おおむね人口一万人未満の小規模な町村

(3) 構想対象市町村の組合せは、原則一通り

新合併特例法は、平成22年3月までの時限法であることを踏まえた上で、次の(1)～(2)に考慮しつつ、構想対象市町村の組合せについて検討していく。

- (1) 特に合併を進めるべきと考える重点地域の提示。
- (2) 旧合併特例法の下で合併した市町村は、まず一体性の確立を優先。

論 点

- ① 国の基本的な指針が示している3つのパターンを奈良県の構想では、どのように考えていけばよいか。
- ② 国の基本的な指針で配慮することとされた事項等について奈良県の構想、特に組合せを示す際に、どのように考えていくか。
 - ※ 基本的な指針で配慮することとされた事項
 - 地理的条件、人口密度、経済事情、旧法の下で市町村合併を行った経緯
 - その他の事項
 - 市町村の結びつき（歴史的なつながり、事務の共同処理の状況等）